

修学に必要な技能習得

資金を貸与します

職業に必要な技能および知識の習得を援助することを目的に、経済的な理由によって専修学校等で修業することが困難な人に対して、技能習得資金を貸し付けます。

申し込み期限：4月30日(金)

※要件や申し込み方法等、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ：市民・人権同和対策課人権・同和対策係

(TEL 25-2105)

遠賀川の環境保全に

取り組んでいる

団体を応援します

河川の水质改善等を目的とした環境保全活動を行う住民団体等に、その活動費を助成します。

対象：支流を含む遠賀川流域で環境保全活動を行っている、または今後行おうとする会員数5人以上の団体

対象活動：除草・清掃活動、水質・生物調査、普及啓発活動等

※他からの助成を受けている活動は除く

対象期間：6月～来年1月

助成金：1団体あたり上限

10万円

申し込み期限：4月23日(金)

問い合わせ：北九州市上下水道局水質試験所

(TEL 093-641-5948)

市コミュニティバスの

一部ダイヤ見直し

4月より次のとおり変更します。詳しくは、お問い合わせください。

変更：▽鴨生田団地線Ⅱダイヤ見直しおよび運行便数を1日9往復から1日8往復

に変更 ▽赤地新入線Ⅱダイヤ見直し

問い合わせ：商工観光課工業・交通係

(TEL 25-21157)

注意してください！

イノシシ駆除を

行っています

市内の山間部ではイノシシが出没し、農作物に被害を与えています。この被害を防ぐために、銃器によるイノシシ駆除を行っています。ハイキングや登山などで山に入るときは、目立つ服装をしたり、ラジオの音量を大きくするなどして、十分に注意してください。

駆除実施区域：頓野、上頓野、

畑、永満寺、上境、下境、中泉、上新入、下新入、植木の山間部

問い合わせ：農業振興課農業振興係

(TEL 25-2160)

一日使用券で

パークゴルフを存分に

植木桜づつみ公園パークゴルフ場の一日使用券を4月から導入します。終日の利用が可能です。制限もありません。ぜひ、お楽しみください。

料金：▽大人800円 ▽小人500円

ところ・問い合わせ：植木桜づつみ公園パークゴルフ場

(TEL 22-1622)



《取り扱い業務》

①マイナンバーカードの受け取り

対象：マイナンバーカードの受け取りの案内(はがき・封書)が届いている人

②マイナンバーカードの申請

申請用顔写真の無料撮影を行っています。

対象：マイナンバーカードをまだ持っていない人(申請中の人は除く)

《共通》

とき：4月25日(日)

午前8時30分～午後5時

ところ：市庁舎1階

予約・問い合わせ：市民・人権同和対策課市民年金係

(TEL 25-2110)



二酸化炭素排出実態

統計調査(家庭部門)に

ご協力ください

環境省では、家庭からの二酸化炭素排出量やエネルギー消費量の実態を把握するため、全国で調査を実施します。

調査対象となった世帯には調査員が訪問し、調査員証を提示したうえで調査協力の依頼を行います。皆様のご協力をお願いします。

調査期間：4月～来年3月

問い合わせ：(株)インテージリサーチ(本調査委任先)

(TEL 0120-305-1105)

寄附金のお礼

次の方より、寄附が寄せられました。

株式会社

ケーイーティ様

明治安田生命

相互会社様

奥野徹子様

絵手紙教室A・B様

坂之上直也様

訂正とお詫び

市報のおがた令和3年3月1日号5ページ「4月1日付の市役所組織改正」記事について、左記のとおり一部記載内容に誤りがありましたので、ここに訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所：奨学金に関する業務の所管について

誤…教育総務課

正…学校教育課

成人用肺炎球菌予防接種

問い合わせ…健康長寿課健康推進係 (TEL 25-2115)

肺炎の発症や重症化予防のため、予防接種を受けましょう。予防接種が受けられる医療機関等は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※新型コロナウイルスの予防接種とは異なる予防接種です。

期間…来年3月31日

料金…2500円

※生活保護受給者は、生活保護受給証明書があれば無料

対象…肺炎球菌の予防接種(23価肺炎球菌ワクチン)を今までに受けたことがない人で、次の①または②のいずれかに該当する人

① 次の生年月日に該当する人

▽65歳…昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
▽70歳…昭和26年4月2日～昭和27年4月1日
▽75歳…昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
▽80歳…昭和16年4月2日～昭和17年4月1日
▽85歳…昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
▽90歳…昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
▽95歳…大正15年4月2日～昭和2年4月1日
▽100歳…大正10年4月2日～大正11年4月1日
※来年4月1日時点の年齢

② 60歳以上65歳未満で次のいずれかに該当する人

心臓やじん臓、呼吸器に重い病気のある人、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ人(身体障害者手帳1級程度)



押印の義務付けを廃止します。



押印の見直し方針

市では、市役所での手続きの際に市民の皆さんの負担を軽減するため、原則として押印の義務付けを廃止します。

※「国・県の法令等で押印が求められているもの」、「押印を求める合理的な理由があるもののうち、押印に代わる手段がないもの」は除きます。

令和3年4月1日から押印の義務付けを廃止する手続き

押印を義務付けている手続き 1,558 件のうち 1,420 件の手続きにおいて、令和3年4月以降、押印が不要となります。

※押印の義務付けを廃止した手続き一覧は、市ホームページに掲載しています。

※具体的に、どの手続きで押印の義務付けが廃止となっているか確認される場合は、各担当課へお問い合わせください。

今後も、国・県の見直し状況を踏まえ対応する必要があるもの等について継続的な検討を進め、利便性の向上および行政手続きの簡素化に努めてまいります。

押印を代替する手段の例

押印を求める合理的な理由として、本人確認、文書の真正性担保などがありますが、押印を代替する手段として以下のような確認等を実施させていただくことがあります。市民や事業者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

- 本人(事業者)であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、社員証等)の確認
- 本人(代表者)による自署